

## 練馬光が丘病院 疑義照会に係る運用について

練馬光が丘病院（以下、甲という。）と処方箋応需薬局（以下、乙という。）は、乙における甲の院外処方箋に係る薬剤師法第 23 条第 2 項の取り扱いについて、下記の通り連携し、患者利益の向上・残薬調整等による医療費削減を目標に、運用を行う。  
なお、乙での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分な説明の上、同意を得てから行うものとする。

### 記

#### 1. 院外処方箋における疑義照会の運用について

一、以下①～⑥の場合に電話確認を不要とする。

ただし、初回処方箋応需時には電話による疑義照会を行うものとし、調剤完結後に結果を所定の方法にて乙は甲に報告するものとする。

- ① 成分名が同一の銘柄変更（ただし変更不可の処方を除く）
- ② 内服薬における剤形変更
- ③ 内服薬における別規格製剤がある場合の処方規格の変更
- ④ 内服薬における半錠、粉砕あるいは混合
- ⑤ 一度問い合わせ変更済み患者における一包化
- ⑥ 貼付剤や軟膏類の包装・規格変更

二、残薬調整について

三、運用に関する注意点

#### 2. 開始時期について

開始時期：平成 30 年 11 月 1 日

#### 3. 運用の変更について

運用の変更については、練馬光が丘地区薬業連携会議にて検討を行う。  
また必要時には別途協議を行うものとする。

## 【本運用の目的と趣旨】

本運用を実施するにあたっての目的は主に以下の四点である。

- ・疑義照会省略による患者の乙における待ち時間の軽減
- ・服薬状況等の情報提供による処方変更、用法等変更によるコンプライアンス向上
- ・乙での相談をもとにした処方提案による患者本位の処方内容の追及
- ・残薬調整、薬剤適正使用による患者負担、医療費の削減

甲、乙、双方における業務負担軽減も目的に上がるが、上記の達成を優先し患者利益向上に努めること。患者本位の処方へ向け、より一段と甲乙間での連携を強固なものにするため、本運用による処方変更、その他疑義照会における結果の報告は、別に定める「服薬情報提供書」にて行うことを理想とし、残薬調整、処方提案などにおいては必ず理由を提示するものとする。また、甲における医師への情報提供、情報管理の観点から、処方変更等に係る結果報告は FAX にて行うこと。

## 【疑義照会不要の細則】

1. 患者への了承を得ること  
金額、服用方法等の説明を必ず行うこと  
変更・説明に伴う要件・注意点にあたっては、各項目の細則を参照すること
2. 上記の前提条件で且つ下記の (1) ～ (6) 項目にあたる場合、二度目以降の疑義照会は不要とするが、処方箋記載の FAX (03-3979-3848) にて報告すること。
  - (1) 成分名が同一の銘柄変更  
例：レメロン錠 15 mg ⇒ リフレックス錠 15 mg  
\*後発品⇒先発品等、薬剤料が高くなる場合も変更可能である。  
ただし必ず患者説明を行い同意を得ること
  - (2) 内用薬の剤形の変更
    - (ア) 錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤での剤形変更
    - (イ) 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（固形剤調剤の場合）での剤形変更  
例：アレロック OD 錠 5 mg ⇒ アレロック錠 5 mg  
\*安定性、溶解性、体内動態等を考慮して行うこと  
\*金額が高くなる場合は患者同意を得ること

- (3) 内服薬における別規格製剤がある場合の処方規格の変更  
例：アムロジン錠 2.5 mg 2 錠 ⇒ アムロジン錠 5 mg 1 錠  
\*安定性、利便性の向上のための変更に限る  
\*金額が高くなる場合は患者同意を得ること  
\*処方コメントにて別途指示がある場合はそれに従うこと
- (4) 内服薬におけるアドヒアランス等の理由による半錠、粉砕あるいは混合  
\*安定性、溶解性、体内動態等を考慮して行うこと  
\*乳幼児における計量混合に当たっては、電話にて疑義照会を行うこと
- (5) 内服薬における一包化調剤  
理由の例  
○多剤内服による飲み忘れを防止するため  
○身体の特性により錠剤等を直接被包から取り出すことが困難な場合  
\*安定性を考慮して行うこと  
\*一包化における状況変化、問題が生じる場合には情報提供をおこなうこと
- (6) 貼付剤や軟膏製剤の包装・規格変更  
例：ヒルドイド軟膏 2.5 g 2 本 ⇒ ヒルドイド軟膏 5.0 g 1 本

### 3. 残薬調整について

患者の同意が得られない場合を除き、残薬調整を行うこと。  
ただし処方コメントにて残薬調整を行わない旨が記載されている場合を除く。

残薬調整はその都度電話にて疑義照会を行うこと。疑義照会にて変更となった場合は、当院の定める「服薬情報提供書」に変更となった項目と、残薬の生じた理由をあわせて記載し、FAXにて送付すること。

患者生活環境における問題などにて指示されている用法にて服用が難しい場合などは、乙において患者と服用へ向けた環境調整などを相談した上で、「服薬情報提供」にてその旨を記載の上、服用可能な用法・薬剤への変更を甲に提案することを理想とする。甲は乙からの情報を確認し、可能な限り次回以降の処方変更を行うことを理想とする。難しい場合、またはすぐに情報提供が必要な場合に関しては、甲乙にて再度情報共有を行い患者利益への検討を行うことを目標とする。

#### 4. 運用に関する注意点

##### 【疑義照会の必要性について】

当取り決めは疑義照会による業務負担軽減に向けたものであるが、本来の疑義照会の必要性を否定するものではない。患者利益を考慮する中で確認すべき内容に関しては、調剤を行う前に必ず電話にて疑義照会を行うこと。また、当取り決めにて指定された内容であったとしても、判断に迷う場合等、電話にて疑義照会も可能であり、薬剤師法第 23 条・第 24 条に基づき業務を行うこと。

#### 5. 各種問い合わせ窓口・受付時間

##### ① 処方内容に関する疑義照会

**電話でのみ応需、結果は FAX (03-3979-3848) にて事後報告**

##### 【受付時間】

全日：8：30～17：00（代表：03-3979-3611）（薬剤室）

17：00 以降は処方医不在にて対応できないことがあります

##### ② 保険・公費に係る内容に関する問い合わせ

##### 【受付時間】

平日：9：00～17：00（代表：03-3979-3611）（医事課）

##### ③ 当取り決めに関する質問・ご意見、その他当院への確認事項等

##### 【受付時間】（薬薬連携担当者にて応需）

平日：8：30～17：00（代表：03-3979-3611）（薬剤室）

以上